

# 1. 九州北部税理士協同組合

## (1) 目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としています。

## (2) 組合員の資格

九州北部税理士会の会員で地区内に事務所を有する小規模の事業者であること。

## (3) 出資並びに経費の賦課

出資1口の金額は5,000円とし、各組合員1口ずつの平等出資としています。なお、経費の賦課は行っていません。

また、社員及び所属税理士の方々へは、平成30年7月18日から導入した「準組合員制度」により、加入金5,000円を納め準組合員となつていただくことで、組合員と同等のサービスを受けられることとなりました。

## (4) 設立

昭和51年12月8日国税局長の認可を受けました。  
昭和52年2月1日設立登記を行いました。

## (5) 令和3年3月31日現在で出資者は2,533人（税理士会の会員数3,383人）

## (6) 事業

全国税理士共栄会及び日本税理士協同組合連合会の事業に協力することで得た、事務受託収入を原資にして、組合員に慶弔金等の贈呈、文化体育行事の実施、研修会の推進、図書割引購入あつせんを行うなど、組合員の経済的地位の向上と福利厚生のため、活発な事業活動を行っています。

## (7) 組織図

